

第12回総会の電磁的開催の概要について

水のいのちとものづくり中部フォーラム

1 総会の開催の招集と時期

本会規約第15条第2項および第3項により総会は、「会長が招集し、会計年度終了の日（3月31日）から3か月以内に開催しなければならない。」となっており、6月末日までに総会を開催する必要があります。

2 総会の電磁的開催の根拠

規約第15条第8項に「総会は必要に応じて、書面又は電磁的方法による開催とすることができる。」と規定されています。そこで今年度の総会は、対面式の総会での「密」を避けるために電磁的開催とさせていただきます。

3 総会の成立要件

規約第15条第6項の規定により、「総会は議決権を有する会員の過半数の出席により成立する。」とありますので、電磁的開催の場合は、議決書を議長（会長）に提出（以下、「投票」という。）して頂いた会員数を出席者と見做し、その数が会員の過半数を超えれば総会が成立することになります。

4 総会の審議事項

規約第15条第5項によって「事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算、役員を選任」などの事項を議決して頂くこととなります。（別添「第12回総会資料」参照）

- ・ 第1号議案では、別添資料の「事業報告及び収支決算（1～12頁）」をご覧いただき「承認する」又は「承認しない」に○印を付けて下さい。
- ・ 第2号議案の「事業計画及び収支予算（13～15頁）」も同様に資料をご覧いただき「承認する」又は「承認しない」に○印を付けて下さい。
- ・ 第3号議案の「役員の改選（16頁）」は、規約第11条により、会長、副会長は幹事会会員の中から会員の互選によって選出することとなっており、電磁的開催をした幹事会で会長職については、「現会長に引き続きお願いする」、副会長については、「欠員とする。」ことといたしましたので総会での承認をお願いいたします。
- ・ 第4号議案で「会計監事の改選（17～18頁）」は、同じく幹事会において、慣例の順に従い2名の方を推挙いたしましたのでこちらも総会において承認をお願いするものです。

- ・ 報告事項（19～20頁）については、昨年度1年間の会員の動向について記載しておりますので、ご覧ください。

5 議案の採決方法

議決書のそれぞれの議案ごとに 承認する 又は、 承認しない のいずれかに○を付けて下さい。

6 議事の議決について

規約第15条第7項の規定に、「総会の議事は、この規約に別に定める場合を除き、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。」と規定されています。今回は、それぞれの議案ごとに、提出して頂いた議決書の「承認する」に○を付けた会員数が投票した会員数の過半数を超えれば可決といたします。

7 議決書の提出期日

添付する議決書に会員名、回答者の役職・氏名（回答者は、本会への届出代表者、又は、代表者から委任を受けた方（窓口担当者等）の署名と捺印（私印で結構です）をし、議案に承認するか承認しないかに○を付けたうえで、改ざんが出来ないようPDFに加工してメール（info@lwcf-nagoya.org）に添付して頂くか、FAX（052-485-5101）で**令和2年6月19日（金）**までに事務局へ送付して下さい。なお、議決書の原本は、各会員が保管してください。

8 議決集計結果の公表について

返送期日までに送って頂いた議決書を集計して、返送期日の翌営業日（6月22日（月））に集計結果を全会員様にお送りして総会の終了といたします。